
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、信託への投資に対する予想信用損失による減損モデル（以下「予想信用損失モデル」という。）の適用に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、議論の展開次第でステップ 4 において別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）（以下合わせて「第 494 回企業会計基準委員会等」という。）では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルを適用することを提案した際、債券をファンド化している投資信託等に対する取扱いについては別途検討すべきとのご意見をいただいた。また、日本基準では投資信託以外の信託への投資に関しても会計処理を定めている。
3. このため、本資料では、信託への投資全般について検討を行うこととし、関連する会計基準の定めを確認の上、信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用に関する事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 関連する会計基準の確認

IFRS 基準における取扱い

4. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみという要件（以下「SPPI 要件」という。）を満たしているかどうか及び事業モデルに基づき、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて

公正価値で測定する金融資産（以下「FVPL 金融資産」という。）のいずれかに分類される。なお、一般的に投資信託については、SPPI 要件を満たさないとして FVPL 金融資産として取り扱われていると考えられる。

日本基準における取扱い

5. 信託への投資に関して、金融商品会計基準等¹及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「23 号報告」という。）では、信託の法形態などを踏まえて会計処理を定めており、以下の 4 つに分類することができると考えられる。

(1) 金銭の信託

- ① 委託者兼当初受益者が単数
- ② 委託者兼当初受益者が複数

(2) 金銭以外の信託

- ① 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる（多数になると想定されるものも含む。以下同じ。）場合²
- ② 上記以外の場合

（委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託（本資料第 5 項(1)①））

6. 当該信託契約については、金銭の信託として信託契約の単位ごとに有価証券と同様に保有目的により運用目的、満期保有目的、その他に区分することができるとしている。ただし、当該金銭の信託については一般に運用目的であると推定し、運用目的以外の目的とするためには信託契約の単位ごとにそれが客観的に判断できるだけの証拠に基づき判定したうえで、信託契約の単位ごとに会計処理を行う（23 号報

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

² 受益者が多数となる（多数になると想定されるものも含む）場合に該当すると考えられる状況として、23 号報告 Q3 では以下のものが示されている。

- (1) 受益権の分割や譲渡が有価証券の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項）又は有価証券の売出し（金融商品取引法第 2 条第 4 項）にあたる時。
- (2) 受益権が私法上の有価証券とされている受益証券発行信託の受益証券を発行しているとき（新信託法第 207 条）。

告 Q1、金融商品実務指針第 97 項及び第 288 項)。

7. 運用目的の金銭の信託については、信託財産構成物である金融資産及び金融負債を金融商品会計基準等に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって信託契約（金銭の信託）に係る貸借対照表価額とするとし、評価差額は当期の損益として処理することとしている。また、運用目的の金銭の信託の信託財産構成物に有価証券が含まれる場合、当該有価証券は売買目的有価証券とみなして取り扱うとしている（金融商品会計基準第 24 項及び注 8、金融商品実務指針第 97 項及び第 98 項）。
8. 満期保有目的及びその他目的で保有する金銭の信託について、金融商品会計基準等では明確な定めは置かれていないが、一般的に満期保有目的の債券又はその他有価証券に準じて会計処理されていると考えられる。これらの金銭の信託において、信託財産構成物である有価証券を売買目的有価証券以外の目的で保有する有価証券として取り扱うためには、それが客観的に判断できることが必要であるとし、一定の要件³を定めている（金融商品実務指針第 97 項）。

(委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託（本資料第 5 項(1)②))

9. 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託について、個別財務諸表上、当該金銭の信託の受益者（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む。）は信託財産を持分に依りて直接保有する会計処理は行わず、投資信託⁴については有価証券として取り扱い、合同運用の金銭の信託についても有価証券に準じて取り扱うとしている（23 号報告 Q2）。
10. ただし、投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとしており（金融商品実務指針第

³ 金融商品会計基準等では、信託財産構成物である債券を売買目的以外に区分するための要件として以下の定めを置いている（金融商品実務指針第 97 項）。

- (1) 金銭の信託を満期保有目的に区分し、信託財産構成物である債券を満期保有目的の債券として会計処理するためには、信託契約において、原則として受託者に財産の売却を禁止しており、かつ、信託期日と債券の償還期限とが一致していることなどが明確である必要がある。
- (2) 信託財産構成物である有価証券をその他有価証券として区分するためには、信託契約時において、企業が当該信託を通じて有価証券等を保有する目的が、運用目的又は満期保有目的のいずれにも該当しないという積極的な証拠によって裏付けられ、かつ、信託財産構成物である有価証券の売買を頻繁に繰り返していないという事実に基づかなければならない。

⁴ 投資信託は、委託者が単数である他益信託として認定されるが、当初から受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものであるため、23 号報告では、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託に含めている。

64 項)、金融商品会計に関する Q&A では、預金と同様の性格を有するものであるかどうかについての考慮事項として、以下のものを示している（金融商品会計に関する Q&A Q19）。

- (1) 実質的に元本の毀損のおそれがほとんどないものであること（元本割れが生じないことが保証されているか、又は事実上そのような運用が行われていること）。
- (2) 短期間（おおむね 3 か月以内）に運用成果が分配等されること。
- (3) 過去の運用実績（元本に対する利回り）が預金の利率に比べて著しく高くないこと。

（受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託（本資料第 5 項(2)①）

11. 信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合、信託受益者（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む。以下同じ。）は、信託を一種の事業体とみなして、保有する信託受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）又は信託が発行する有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱うとしている（金融商品実務指針第 100 項(2)、23 号報告 Q3 から Q5）。ただし、信託が発行する有価証券とみなす場合において、当該信託受益権を債券と株式等のいずれに分類するかの判定方法に関して、明確な定めは置かれていない。
12. 信託受益者が多数となり、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様に評価を行うことが困難な場合には、前項の信託受益権が質的に異なるものに分割されている場合の取扱いと同様、信託を一種の事業体とみなして、保有する信託受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）又は信託が発行する有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱うことができる（金融商品実務指針第 100 項(1)ただし書き、23 号報告 Q3 から Q5）。

（受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる場合以外の金銭以外の信託（本資料第 5 項(2)②）

13. 信託受益権が質的に単一である場合（信託受益者が多数の場合を除く。）、信託受益者は、個別財務諸表上、信託財産構成物を当該信託受益者が持分に応じて直接保有する場合と同様に会計処理する（これには表示及び注記を含む。）こととなる。このように、信託財産のうち持分割合に相当する部分を信託受益者の貸借対照表にお

ける資産及び負債として計上し、損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理する方法を総額法という(金融商品実務指針第100項(1)、23号報告Q3からQ5)。

(小括)

14. 以上の日本基準における信託への投資に関する取扱いをまとめると、以下のとおりである。

	委託者兼当初受益者が単数	委託者兼当初受益者が複数
金銭の信託	運用目的 信託財産構成物である金融商品(信託財産構成物である有価証券は売買目的有価証券とみなす。)を金融商品会計基準等に従って評価し、当該評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とする。評価差額は当期の損益として処理する。	有価証券又は有価証券に準じて取り扱う。 ただし、預金と同様の性格を有するものは取得原価をもって貸借対照表価額とする。
	満期保有目的 信託財産構成物である金融商品(保有目的区分の判定要件 ⁵ を踏まえると、信託財産構成物は通常満期保有目的の債券であると考えられる。)を金融商品会計基準等に従って評価し、当該評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とする。一般的に金銭の信託についても、信託財産構成物である満期保有目的の債券と同様に会計処理されると考えら	

⁵ 本資料脚注3(1)参照。

		れる。	
		<u>その他目的</u> 信託財産構成物である金融商品（信託財産構成物である有価証券は、一般的にその他有価証券に区分されていると考えられる。）を金融商品会計基準等に従って評価し、当該評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とする。評価差額はその他有価証券と同様、基本的にその他有価証券評価差額金 ⁶ として純資産の部に計上されていると考えられる。	
金銭以外の信託	受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数	信託を一種の事業体とみなして、保有する信託受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）又は信託が発行する有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱う又は取り扱うことができる。	
	上記以外	総額法により信託財産を持分割合に応じて直接保有する場合と同様に取り扱う。	

⁶ その他有価証券の評価差額については、次のいずれかの方法により処理する。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。また、当該評価差額に課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等がある場合には、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第5項から第5-5項の処理を行う（金融商品会計基準第18項）。

- (1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
- (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

IV. ASBJ 事務局の分析

15. 投資信託について、IFRS 第 9 号では一般的に予想信用損失モデルの適用対象外である FVPL 金融資産に分類されると考えられる。一方、金融商品会計基準等では信託契約の法形態等を踏まえて、投資信託を含めた信託への投資に対する分類及び測定に関する定めが置かれている。
16. この点、第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）において「金融商品の分類に関する論点への対応」について審議を行った際、金融商品の分類については、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における枠組みを維持する案をベースとして審議を進めることについて異論は聞かれなかった。このため、以降では現行の金融商品会計基準等における分類の枠組みを維持することを前提に検討を行う。

金融商品会計基準等における枠組みを踏まえた検討

17. 金融商品会計基準等では信託契約の法形態等を踏まえて複数の取扱いを定めているが、本論点の検討にあたっては、以下の 2 つに区分することができると考えられる。次項以降では、以下の区分ごとに検討を行う。
- (1) 信託受益者が信託財産を直接保有するかのように取り扱う信託契約
 - (2) 信託を一種の事業体とみなし、信託受益権を当該信託に対する金銭債権（貸付金等）又は信託が発行する有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱う信託契約

(信託受益者が信託財産を直接保有するかのように取り扱う信託契約)

18. 信託受益者が信託財産を直接保有するかのように取り扱う信託契約としては、以下のものが該当すると考えられる。
- (1) 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託（本資料第 5 項(1)①）
 - (2) 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる場合以外の金銭以外の信託（本資料第 5 項(2)②）

委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託

19. 前項(1)の委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託については保有目的区分により会計処理が異なるため、以降では保有目的区分ごとに分析を行う。

- (1) 運用目的
- (2) 満期保有目的
- (3) その他目的

運用目的の金銭の信託

20. 信託財産構成物が貸付金等の債権である場合、当該債権は金融商品会計基準等に従って評価及び会計処理されるため、予想信用損失モデルに基づく貸倒引当金を控除した額をもって当該金銭の信託の貸借対照表価額が算定され、その評価差額は当期の損益として処理されることとなる。一方、信託財産構成物が有価証券の場合、売買目的有価証券とみなすため時価の変動を当期の損益として処理することとなり、予想信用損失モデルの適用対象外となる。

満期保有目的の金銭の信託

21. 金銭の信託を満期保有目的に区分するための判定要件⁷を踏まえると、信託財産構成物は満期保有目的の債券であると考えられる。満期保有目的の債券については、第 494 回企業会計基準委員会等において予想信用損失モデルを適用することを提案した。この提案を前提とした場合、信託財産構成物である満期保有目的の債券は、金融商品会計基準等に従い予想信用損失モデルに基づく引当を測定することとなり、当該引当の合計額をもって当該金銭の信託に対する引当を測定することが考えられる。

その他目的の金銭の信託

22. 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託については、信託受益者が信託財産を直接保有するかのように信託財産構成物である金融商品を金融商品会計基準等に従って評価及び会計処理することとしている。このため、信託財産構成物が貸付金等の債権の場合、当該債権に対する予想信用損失モデルに基づく引当の合計額をもって当該金銭の信託に対する引当を測定することが考えられる。
23. 一方、信託財産構成物が債券の場合、当該債券はその他有価証券に区分されていると考えられる。この場合、信託財産を直接保有するのと同様に当該債券に係る予想信用損失モデルに基づく減損利得又は減損損失を当期の損益として処理することが考えられる。

⁷ 本資料脚注 3(1) 参照。

24. これに対して、信託財産構成物が株式等の場合、現行の株式等に関する減損判定を行うことになり、予想信用損失モデルの適用対象外となると考えられる。また、当該株式等に係る減損損失については、当期の損失として処理することが考えられる。

受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる場合以外の金銭以外の信託

25. 本資料第 18 項(2)で示す受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる場合以外（すなわち、信託受益権が質的に単一であり、受益者が多数ではない場合）の金銭以外の信託において、信託受益者は、総額法により信託財産を持分割合に応じて直接保有する場合と同様に取り扱うこととなる。すなわち、信託財産構成物が貸付金等の債権又は債券（売買目的を除く。）である場合には、金融商品会計基準等に従い予想信用損失モデルの適用対象として取り扱われることとなる。

（信託を一種の事業体とみなし、信託受益権を当該信託に対する金銭債権（貸付金等）又は信託が発行する有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱う信託契約）

26. 信託を一種の事業体とみなし、信託受益権を当該信託に対する金銭債権（貸付金等）又は信託が発行する有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱う信託契約としては、以下のものが該当すると考えられる。

- (1) 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託（本資料第 5 項(1)②）
- (2) 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託（本資料第 5 項(2)①）

27. 前項で示す信託契約における信託受益権に対して予想信用損失モデルを適用するかどうかを検討するにあたり、当該信託受益権を債権又は債券とみなして会計処理されている場合（以下「信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合」という。）と株式等とみなして会計処理されている場合（以下「信託受益権が株式等と同様の性格を有する場合」という。）に区分して整理することが考えられる。以降では、上述の区分に金融商品実務指針第 64 項で定める預金と同様の性格を有する場合を加えた以下の 3 つの区分に分けて分析を行う。

- (1) 信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合
- (2) 信託受益権が株式等と同様の性格を有する場合
- (3) 信託受益権が預金と同様の性格を有する場合

信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合

28. 信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合、原則として当該信託受益権について予想信用損失モデルにより引当を測定することが考えられる。
29. しかしながら、信託受益権の保有者が入手できる情報は限定されているため、予想信用損失を算定することは難しいと考えられる。このため、代替的な手段として、時価の下落をもって信用リスクの増大とみなし、時価が取得原価より下回っている場合、当該差額を予想信用損失とみなして取り扱うことが考えられる。この点、本来は時価の下落のうち信用リスクに関する部分についてのみ予想信用損失とみなすべきであるが、仮に信託受益権のキャッシュ・フローの源泉である信託財産構成物である債権又は債券の情報を有していたとしても金利リスクと信用リスクを区分することは実務上困難と考えられるため、差額全額を予想信用損失とみなすことが考えられる。

信託受益権が株式等と同様の性格を有する場合

30. 信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有しておらず株式等とみなして会計処理されている場合には、予想信用損失モデルを適用するのではなく、実質価額が著しく低下したとき⁸に減損処理を行うとする株式等における現行の減損モデルに準じて取り扱うことが考えられる。

預金と同様の性格を有する場合

31. 投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち預金と同様の性格を有するものについては、預金と同様に取り扱うことが考えられる。

⁸ 市場価格のない株式等の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合であり、実質価格の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととすると定めている（金融商品会計基準第21項、金融商品実務指針第92項）。

(小括)

32. 信託への投資に対する予想信用損失モデルを適用するかどうかについて、以上の分析をまとめると以下のとおりである。

		委託者兼当初受益者が単数	委託者兼当初受益者が複数
金銭の信託		運用目的 A	D
		満期保有目的 B	
		その他目的 C	
金銭以外の信託	受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数	D	
	上記以外	E	

注1：上記 A から E の内容は、以下のとおりである。

- A:** 運用目的の金銭の信託については、金融商品会計基準等及び 23 号報告における現行の取扱いを維持し、信託財産構成物である債権は金融商品会計基準等に従い予想信用損失モデルに基づく貸倒引当金を控除した額をもって当該金銭の信託の貸借対照表価額が算定され、その評価差額は当期の損益として処理する(本資料第 20 項)。
- B:** 満期保有目的の金銭の信託については、信託財産構成物である金融資産(満期保有目的の債券)に対する予想信用損失モデルに基づく引当の合計額をもって当該金銭の信託に対する引当を測定する(本資料第 21 項)。
- C:** その他目的の金銭の信託については、信託財産構成物が貸付金等の債権である場合、当該債権に対する予想信用損失モデルに基づく引当の合計額をもって当該金銭の信託に対する引当を測定する(本資料第 22 項)。

また、信託財産構成物が債券であり、その他有価証券に区分されている場合、当該債券に係る予想信用損失モデルに基づく減損利得又は減損損失を当期の損益として処理する（本資料第 23 項）。

これに対して、信託財産構成物が株式等である場合、現行の株式等に関する減損判定を行い、当該株式等に係る減損損失については当期の損失として処理する（本資料第 24 項）。

D: 以下のとおり取り扱う。

信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合

原則として当該信託受益権について予想信用損失モデルにより引当を認識する（本資料第 28 項）。（予想信用損失モデル対象）

ただし、代替的な取扱いとして、時価と取得原価の差額を信用リスクの変動とみなし、当該時価が取得原価を下回る場合には当該差額をもって信託受益権に対する引当を測定することができることとする（本資料第 29 項）。

信託受益権が株式等と同様の性格を有する場合

株式等における現行の減損モデルに準じて減損処理を行う（本資料第 30 項）。（予想信用損失モデル対象外）

預金と同様の性格を有する場合

預金と同様に取り扱う（本資料第 31 項）。

E: 総額法により信託財産を持分割合に応じて直接保有する場合と同様に取り扱うことから、個別の定めは設けず、現行の取扱いを維持する（本資料第 25 項）。

V. ASBJ 事務局の提案

33. 本資料第 15 項から第 32 項までの事務局の分析を踏まえると、信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用について、第 32 項のとおり取り扱うことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 15 項から第 33 項までの事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上